

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

			資料番号	25-2	担当課	薬務衛生課
法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則	根拠条項	159の11	許認可等の内容	販売従事登録証の書換え交付	
<p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (販売従事登録証の書換え交付)</p> <p>第五十九条の十一 登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請をするには、様式第八十六の六による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。</p>						